

道路(水路)敷の境界確定申請等の注意事項

※大府市道水路等境界確認事務取扱要綱の補足事項です。

【申請書について】

●申請書全般

- ① 申請者本人以外で測量者が申請する場合は委任状を添付してください。
- ② 委任状がある場合は、申請者欄は記名のみで結構です。
- ③ 代理人欄は、代理人の職・氏名もしくは法人名を記載してください。また担当者の氏名も記入してください。
- ④ 申請土地が複数ある場合には、別紙（任意の書式）を作成して添付しても結構です。
- ⑤ 立会時間は申請書を受理する際に記載しますので空欄で結構です。
- ⑥ 郵送でも受理します。（受理後に電話にて立会日程を調整します。）
- ⑦ 申請書提出前の電話等による立会日時予約受付は行っていません。
- ⑧ 申請書を取り下げる場合は、書面(任意の様式)が必要です。
- ⑨ 道水路以外の公共用地（例：市管理の河川、公園、防火水槽、ゴミステーション）は原則、建設総務課で受付後に所管部署に立会調整を行います。申請書は原則1部で立会日程調整も建設総務課で行います。
- ⑩ 対象地が行政界となっている場合や大府市の学校用地と接する場合は、所管部署との調整が必要になります。境界確認申請書の提出、立会日程調整、証明対応については、別途所管部署と調整してください。

●添付資料

- ⑪ 関連する公図が複数枚に分かれる場合は、「公図集合図」も添付してください。
- ⑫ 公図・公図集合図や仮測量図の官民境界立会部分は「赤色」で着色してください。
- ⑬ 仮測量図で、申請地に隣接する道路(水路)は幅員を記載してください。
- ⑭ 仮測量図で辺長を記載する際に、確定図や地積測量図などの参考資料がある場合は、資料値と査定値を二段書きにするなど分かりやすく記載してください。
- ⑮ 境界査定に使用した確定図や地積測量図などの参考資料を添付してください。（市の窓口で調査・交付されたものを含む）
- ⑯ 必要に応じて税通添付図面（市役所）や換地図（市役所・愛知用水等）などの参考資料を調査・添付してください。

【証明申請書について】

●証明申請全般

- ① 正副2部提出してください。なお副本（返却用）については、必要書類以外は省略しても結構です。（「立会確認書」・「確定図」の省略はできません。）
- ② 境界確認申請書に委任状が添付されている場合は、証明申請書の申請者欄は記名のみで結構です。
- ③ 境界確認申請書に申請の提出から証明等の受理までを委任範囲として記載した委任状を添付している場合は、「証明申請書」に委任状は添付不要です。

- ④ 代理人欄は、代理人の職・氏名もしくは法人名を記載してください。また担当者の氏名も記入してください。
- ⑤ 境界確定した測量図は、「確定測量図」・「確定図」等の名称にして提出してください。
- ⑥ 立会日から6か月以上、証明申請等及び確定図等の成果資料の提出が遅れる場合は連絡してください。連絡が無い場合は不調対応となる場合があります。
- ⑦ 「通知」のみを希望する場合でも、証明申請に準ずる成果資料の提出が必要です。

●添付資料

- ⑧ 公図・確定図には所有者等の個人名は記載しないでください。
- ⑨ 公図・確定図の官民境界確定部分は「赤色」で着色してください。
- ⑩ 官民に関わる隣接地以外で境界確定ができなかった部分がある場合、または境界確認を省略した部分がある場合は、その旨を理由とともに確定図に記載してください。
- ⑪ 確定図で、申請地に隣接する道路(水路)は1路線につき2か所程度の幅員を記載してください。
- ⑫ 横断面図や引照図は確定図上に併記しても構いません。なお、確定図の範囲内にあるトラバーや基準点等は確定図上に位置を表記し、座標を明示してください。
- ⑬ 立会確認書は要綱第4号様式に準じていれば、調査士会等の任意様式でも構いませんが、申請者本人の署名(記名)・押印も必要です。また原本でない場合は原本証明が必要です。なお、立会箇所が明確に図示されていない様式は原則使用できません。
- ⑭ 立会確認書は対象の道水路の幅員が4m未満(現況幅員または公図幅員のどちらか一方でも満たさない場合)は対側者の立会確認書が必要になります。なお、対側地に確定図等(座標系)があり、当時の所有者から変動が無く、既設境界標も座標値の誤差範囲内で欠損・変動無く設置されている場合は、立会確認を省略することができます。
- ⑮ 市道認定された道路内の個人名義の土地については、法務局の方針に準じて原則、土地所有者本人もしくは承継人の立会確認書を必要としています。この場合、市が確認するのは、道路の管理区域のみになります。
- ⑯ 官民界に新設する境界標は原則、市が支給する市コンクリート杭や市金属鋸を設置してください。やむを得ず市の支給品を使用しない場合でも、劣化の早いプラスチック杭や剥がれる可能性のあるプレート標は設置しないように配慮してください。
- ⑰ 境界標写真は各測点ごとに遠景・近景の撮影をお願いします。近景写真は筆界点が判別できるように撮影し、必要に応じて着色や矢印線の追加などの加工をお願いします。
- ⑱ 添付資料のうち、確定図、横断面図、立会確認書、境界標写真については、PDFデータ(電子媒体)も提出してください。(証明交付後にメール等で提供願います。)

その他、何か不明な点がありましたらご相談ください。